

# 交流農園入会申込書

交流農園代表者 御中

## 農園規約

### 第1条（定義）

本規約は交流農園（以下農園という）の会員と会員同伴者に適用します。

### 第2条（目的）

本農園は、土に愛しみ・地域との交流・人との交流・家族との交流を楽しみながら家庭菜園を楽しむ人たちの農園です。

### 第3条（場所）

交野市 星田山手 1丁目 2232-2 他2筆

### 第4条（入会金・年会費）

- (1) 交流農園入会申込書の提出時に入会金（¥20,000）の納金とします。
- (2) 年会費は別紙区割番号に記載された費用とします。
- (3) 年会費期間は1月～12月とします。
- (4) 途中入会は初年度の月割り計算とします。
- (5) 年会費の支払いは前納制とし、10月から12月中の納金とします。

### 第5条（個人情報保護）

農園は交流農園入会申込書に記載された個人情報は保護いたします。

### 第5条（会員資格の譲渡・相続）

農園の会員資格は他の方に譲渡・相続できません。

### 第6条（会員履行事項）

- (1) 農園では野菜・花卉の栽培を行い、植木果樹など木本性作物の栽培を行わない。
- (2) 農園には野菜・花卉の栽培に必要以外の備品・器具・肥料等の備蓄を置かない。
- (3) 第三者に転貸はしないこと。
- (4) 隣接する区画及び農園内において害する作物は耕作しないこと。
- (5) 隣接する区画に迷惑を掛けないように耕作管理をおこなうこと。
- (6) 法律で禁じられている作物は耕作しないこと。
- (7) 農園内において他の会員の迷惑行為を行わないこと。
- (8) 空き缶・ビニール袋などゴミ類は放置せず、持ち帰ること。
- (9) 農園が貸出す耕作器具は使用后、土などを洗い落としもとの場所に返却のこと。
- (10) 農園内においては農園管理者の指示に従うこと。
- (11) 農園が前記以外に追加で定めた会員履行事項。

#### 第7条（損害賠償責任免責）

- （1）会員が農園施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、農園は故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- （2）会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、農園は故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

#### 第8条（会員の損害賠償責任）

- （1）会員が農園の諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により農園または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
- （2）会員同伴者についても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

#### 第9条（会員の区画地管理）

- （1）会員は当該区画地の隣接区画および農園に対して環境を害することなく誠実に管理を行うこと。
- （2）会員は会員の事情により1ヶ月以上当該区画地の管理が出来ないときは、農園と協議すること。
- （3）会員は当該区画地の隣接区画および農園に対して環境を害することが予想される時、または成ったときは農園と協議して管理維持を行うこと。
- （4）会員は当該区画地の管理維持が一定の期間、困難なときは農園に管理を委託する。

#### 第10条（解約）

- （1）会員は次年度の解約を行うときは、3ヶ月前（9月末）に農園に解約届書を提出願います。
- （2）農園は会員が年度内に解約届書を提出しても、年会費の還付は行わない。
- （3）農園は会員に対して明け渡し返還を必要とするときは、6ヶ月前に会員に対し解約の予告をしなければならない。
- （4）農園は解約予告月が年内であれば、残月数で持って月割り計算で還付を行う。

#### 第11条（会員除名）

農園は以下の事項に該当する場合、会員資格喪失・除名し解約することができる。

- （1）交流農園入会申込書を提出しても第4条1から3項を入園時に未納の場合。
- （2）第4条6項で、翌年の2月末まで未納の場合。
- （3）第6条に違反した場合。
- （4）第8条の不履行の場合。
- （5）第9条の不履行の場合。
- （6）上記事項で解約の場合、第10条3項の適用外とし、残月数があっても還付は行わない。

#### 第12条（区割・設備の変更）

- （1）農園は管理上、会員に区割移動・変更することができます。
- （2）会員は農園と、区割移動・変更を協議することができます。
- （3）農園は施設・備品等の変更・追加することができます。

第13条（規約の改訂）

- (1) 農園は規約等の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、農園は予め会員に告知し、改訂した規約等の効力は会員および会員同伴者に及ぶものとします。
- (2) 告知方法は農園内に掲示とします。

平成 年 月 日

私は農園規約を承認の上、入会を申し込みます。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL ( ) \_\_\_\_\_

携帯 \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

区割番号 番 区割面積 (約) 坪 年会費 ¥ 円

銀行振込口座

銀行名	支店名	種類	番号	口座名	フリガナ
三菱東京UFJ銀行	枚方支店	普通	4659373	中井定吉	ナカイスダヨシ
みずほ銀行	香里支店	普通	1129983	中井定吉	ナカイスダヨシ
りそな銀行	香里支店	普通	0102836	中井定吉	ナカイスダヨシ
三井住友銀行	香里ヶ丘支店	普通	950231	中井定吉	ナカイスダヨシ
J A北河内	星田支店	普通	0010435	中井定吉	ナカイスダヨシ

\* 振込確認次第、入会受領書を郵送します。

\* 区画場所の案内と農園門扉の鍵をお渡しするのに日程打合せをさせていただきます。